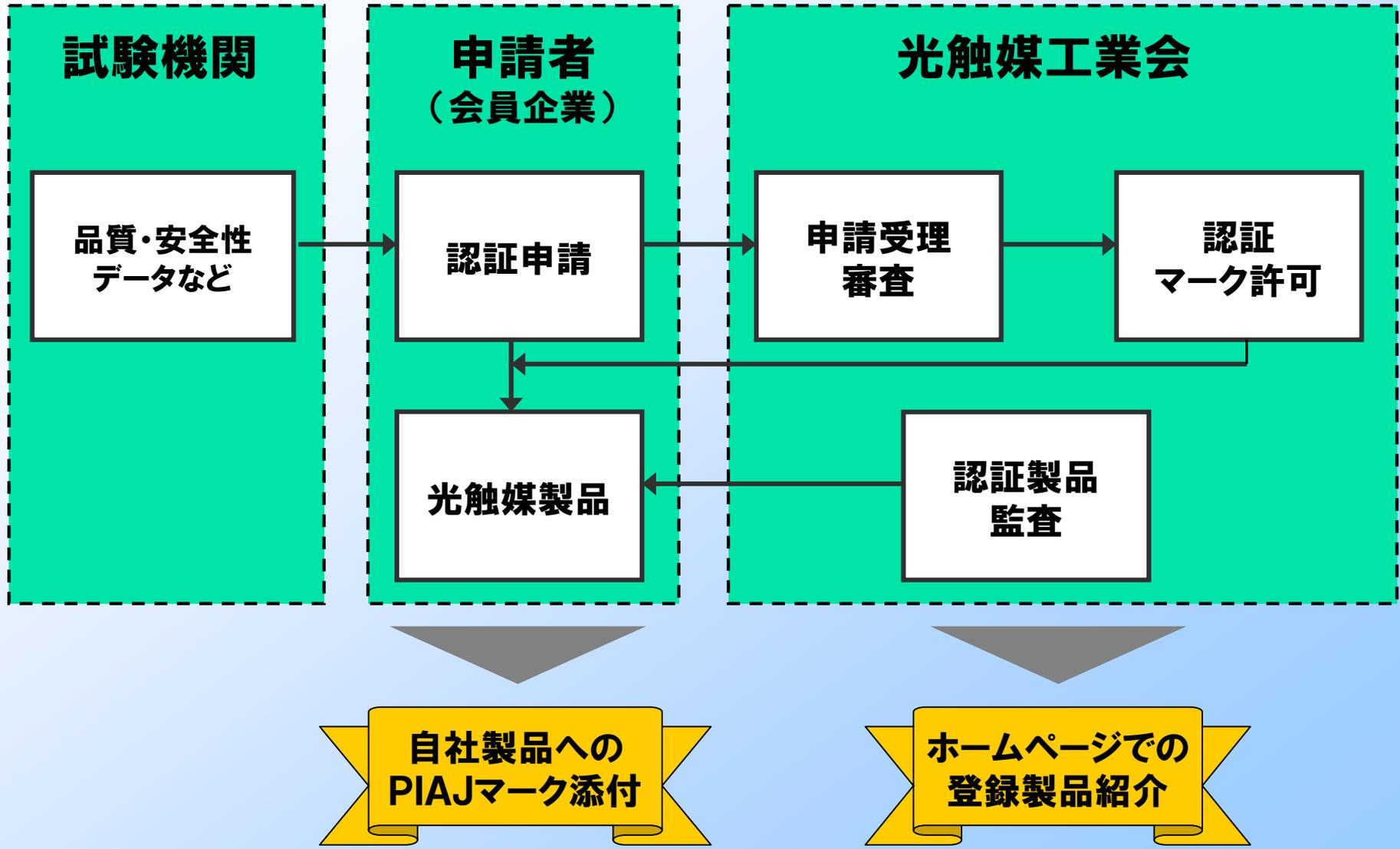


光触媒製品認証基準の概要

2021年6月16日

光触媒工業会



光触媒性能基準

性能分類	測定性能	基準値
セルフクリーニング:UV	限界接触角 メチレンブルー分解活性指数 (両方又は何れかを測定)	30° 以下 5 nmol/L/min 以上 (何れかを満足すること)
抗菌:UV、可視光	抗菌活性値 光照射による効果 暗所効果(※ハイブリッドのみ)	2.0 以上 0.3 以上 2.0 以上
抗ウイルス:UV、可視光	抗ウイルス活性値 光照射による効果 暗所効果(※ハイブリッドのみ)	2.0 以上 0.3 以上 2.0 以上
空気浄化 窒素酸化物:UV	窒素酸化物除去量	0.5 μmol以上
空気浄化 アセトアルデヒド:UV	アセトアルデヒド除去量	0.17 μmol/h以上
空気浄化 ホルムアルデヒド:UV	ホルムアルデヒド除去量	0.17 μmol/h以上
空気浄化 トルエン:UV	トルエン除去量	0.17 μmol/h以上

【安全性】

全ての光触媒製品は、急性経口毒性、皮膚一次刺激性、変異原性の3項目について、下記表に示す基準に適合しなければならない。更に、皮膚に長時間接する製品、食品に接する製品は、皮膚感作性の基準にも適合しなくてはならない。

安全性試験の種類	安全性試験法	安全性基準	GHS対象分類	GHS分類
急性経口毒性	ラットまたはマウスに対する単回投与試験	LD ₅₀ は2,000mg/kg以上であること	急性毒性(経口)	JIS分類 区分外 国連GHS 区分5or 区分外
皮膚一次刺激性	ウサギを用いる皮膚一次刺激性試験	刺激反応を認めない、または弱い刺激性程度であること	皮膚腐食性・刺激性	JIS分類 区分外 国連GHS 区分3or 区分外
変異原性	細菌を用いる試験	突然変異誘起性は陰性であること	生殖細胞変異原性	区分外
	高次試験	陰性であること		
皮膚感作性	Adjuvant and Patch Test、Maximization Testを原則とする	陰性であること	皮膚感作性	区分外

①光触媒製品の安全性データ(試験データ)を保有している

②光触媒製品のSDS(GHS対応)がある

③光触媒製品のGHS評価結果がある

④光触媒製品を構成する原材料の安全性評価結果がある



何れも製品の使用状態を想定した評価結果が必要

【光触媒効果の持続性】

光触媒性能の持続性を謳う場合は、その持続効果を確認し、**データ開示できる状況を維持**しなければならない。持続性確認は、製品が訴求する使用環境や性能持続期間に対応した促進試験又は暴露試験などを実施し、性能が維持できていることで確認することとする。試験方法及び判定基準は各光触媒製品の性能基準に従うこと。

※申請義務はありません。但し、認証審査の参考にデータを求めることがあります。

※セルフクリーニングでの持続性の考え方

効果持続性に関するデータ(促進試験、暴露試験)を取得し、消費者等へ開示できる状況を維持すること。**会員が実施した促進試験に、JIS試験を実施し、性能判定基準を満足すること。**但し、暴露試験後のJIS試験の取得は義務としない。

※その他の基準

促進試験後にJIS試験による確認を原則とする。

書類名	説明
①光触媒製品認証申請書	「光触媒製品認証申請書(新規)」(様式 認-1)に製品毎に必要な事項を記入、押印し提出する。なお、「光触媒製品認証申請書」は、本会のホームページに掲載される書式をダウンロードし使用する。光触媒製品認証申請書には光触媒製品管理責任者の署名・押印が必要である。
②光触媒性能を示す試験結果	「光触媒製品の品質と安全性に関する規定」に定めた基準に従って行った、当会推奨機関での試験結果の写しを提出する。
③実施例	製品の使用される用途を明記した資料を提出する。 また、基材に担持・塗布などを行った後、必要に応じて乾燥、焼成などの処理を行って、薄膜等を形成させる製品については、該当する光触媒性能を発揮させるための使用方法を説明した資料を添付する。 注)実施例が、カタログ、パンフレットに記載してあれば、それを代用しても良い。
④安全性評価資料	「光触媒製品の品質と安全性に関する規定」に定めた安全性が確認できる資料。消費者が使用する状態で(塗料、コーティング剤等は液体ではなく、硬化した状態)の安全性試験報告書、又は構成原料のMSDSなどの安全性データを用いて「化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS)」等により安全性評価を行った資料。
⑤表示登録申請書	本会のホームページ(会員ページ)に掲載されている書式をダウンロードし使用する。光触媒製品認証申請書には光触媒製品管理責任者の署名・押印が必要である。
⑥マーク表示例	カタログ、パンフレットなどの販促ツールで予定している、マークと説明文の表示例を提出する。申請時に用意できていない場合は登録後に提出する。

※光触媒性能を示す持続性試験結果は認証審査の対象書類ではないが、製品の効果の持続性を謳う場合には必ずデータを保有し、消費者、光触媒工業会などから情報を求められた場合には開示できるようにすること。

